



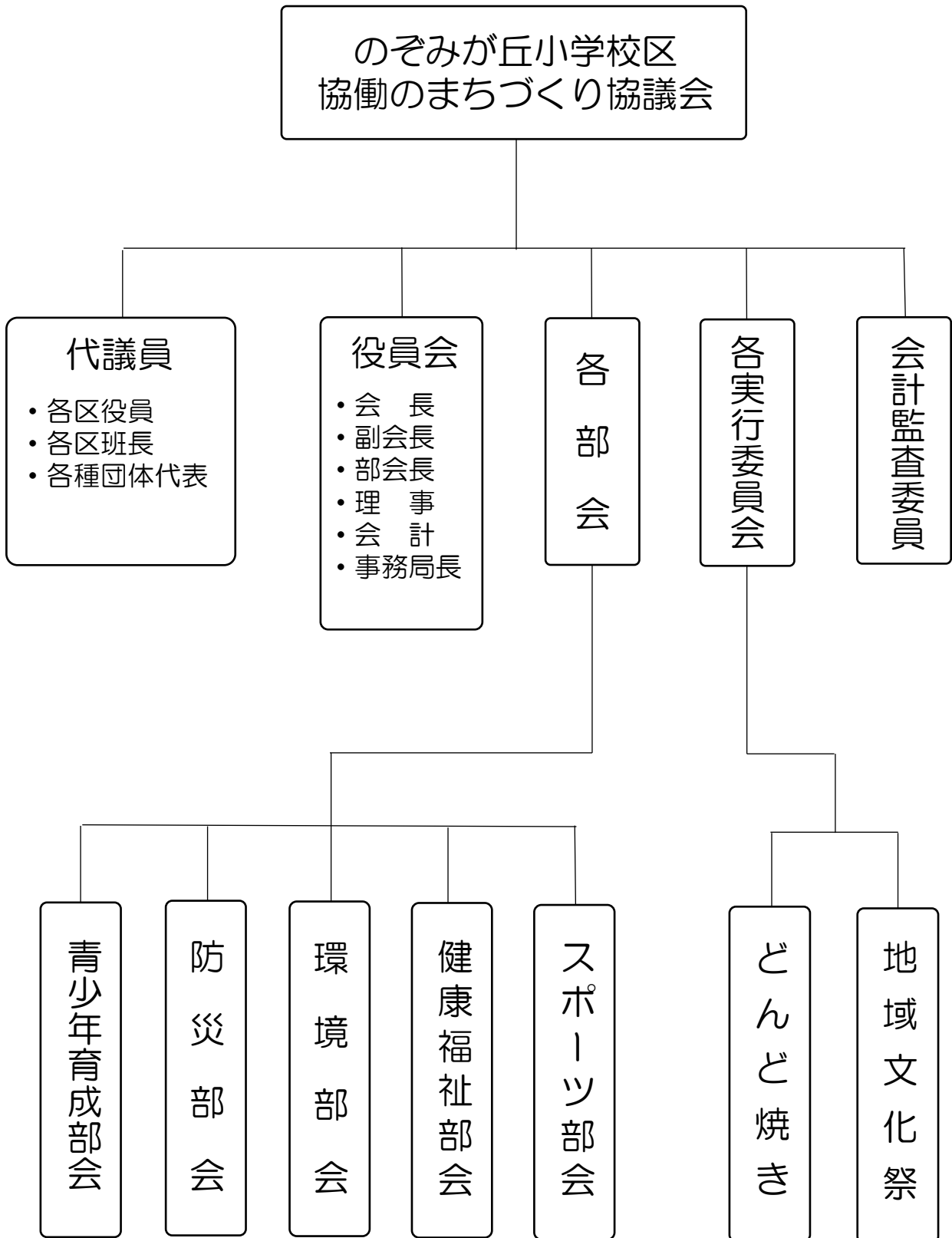
# 令和5年度のぞみが丘小学校区 協働のまちづくり協議会総会議案書

日時 令和5年5月13日（土）10時～11時30分（予定）  
会場 のぞみが丘小学校 体育館

## 総 会 次 第

- 1 開会のことば
  - 2 会長挨拶
  - 3 議長・議事録署名人の選出
  - 4 議 事
    - 第1号議案「令和4年度事業報告」……………P 1
    - 第2号議案「令和4年度決算報告及び会計監査報告」……………P 3
    - 第3号議案「規約改正(案)」……………P 5
    - 第4号議案「令和5年度役員及び会計監査委員の改選(案)」… P12
    - 第5号議案「令和5年度事業計画(案)」……………P13
    - 第6号議案「令和5年度予算(案)」……………P14
  - 5 役員紹介
  - 6 閉会のことば
- 
- 資料1 規約(案)……………P15
  - 資料2 役員選出細則……………P23
  - 資料3 役員活動費、謝金及び費用弁償細則……………P24
  - 資料4 会計処理細則……………P25
  - 資料5 令和5年度代議員……………P27
  - 資料6 令和5年度部会構成員……………P28

# のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会 構 成 図



## 令和4年度事業報告

実施日 (曜)	事業名 (担当)	実施内容等
5/14 (土)	総会 (事務局等)	今年度提案した議案は、いずれも賛成多数で承認されました。
5/22 (日)	モルック大会 (スポーツ部会)	コロナ感染防止対策を図り、のぞみが丘小学校のグラウンドにてスタッフを含め40名弱の参加で大会を実施しました。 
5/29 (日) 6/26 (日)	防災訓練 (防災部会)	5月29日に美鈴が丘区、6月26日に希みが丘区で防災訓練を行い、区の役員や町内会長を中心とした地震発生後数時間の初動活動について、手順や活動のイメージを確認しました。  
9/17 (土)	あすなるミュージックナイト (青少年育成部会)	のぞみいきいきアンビシャス広場との共催で開催しました。雨天のため体育館での開催になりましたが、お手製のあすなるの木をバックにして出演者の皆さんの素敵な演奏や歌声に楽しいひとときを過ごしました。
9/18 (日)	グラウンドゴルフ大会 (スポーツ部会)	台風のため3月5日に延期
10/2 (日) 11/6 (日)	自分サポート プロジェクト (健康福祉部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者：19名(10/2)、17名(11/6)</li> <li>内容：ロコトレ体操、レクリエーションを実施。日頃の運動不足を解消し心身ともにリフレッシュして楽しいひとときを過ごしました。</li> </ul>  
10/16 (日)	地域文化祭 (地域文化祭実行委員会)	3年ぶりに開催された「地域文化祭」は、天気も良く、約2000人の方にご来場いただいて大盛況のうちに終わる事ができました。これからも地域の方々の交流の場として積極的に取り組みます。 
10月 ~2月	野鳥巣箱製作及び設置 (環境部会)	中止
10/30 (日)	ふれあい スポーツ大会	3部会共催(スポーツ、青少年育成、健康福祉)及び小学校の親父の会の協力を得て計画しましたが、今年度は中止としました。
11/3 (木・祝)	ソフトボール (スポーツ部会)	希みが丘区及び美鈴が丘区2チームで参加、10チーム中、美鈴が丘チームが準優勝でした。

11/5 (土)	ウォークラリー大会 (青少年育成部会)	中止
11/20 (日)	基山ハイキング (スポーツ部会)	15名が参加しました。当日はサプライズとして頂上でトランペット演奏があり、大変盛り上がりました。
12/11 (日)	卓球 (スポーツ部会)	中止
12/18 (日) 12/25 (日)	防災リーダー 養成講座 (防災部会)	のぞみが丘小学校区の自助・共助活動を盛り上げ、地域の自主防災組織を支援して下さる方を育成することを目的とし、小郡市と共催して行いました。 今回は新たに8名の方に受講していただきました。 
1/15 (日)	どんど焼き (どんど焼き実行委員会)	今回は当日の天候不良が予想されたことと新型コロナウイルス感染拡大を懸念して中止しました。
2/19 (日)	健康福祉講話 (健康福祉部会)	26名が参加して新春「落語会」を実施しました。 
3/5 (日)	グラウンドゴルフ大会 (スポーツ部会)	ケアハウス小郡のコートをお借りして、30名の参加で実施しました。 
通年	災害時初動マニュアル作成作業 (防災部会)	希みが丘区、美鈴が丘区で整備完了。今後も見直し等にあたり防災部会で相談対応及びアドバイスを行っていきます。また、あすみ区とは今後に向けて意見交換を継続します。

毎月	役員会 四役会	事業の企画運営、行事実施の可否及び課題等を協議しました。
9月 2月	まち協通信「あすなろ」発行	9月、2月に発行

## 令和4年度決算報告

## 【収入の部】

(単位:円 △:マイナス)

項目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	備考
1 繰越金	509,152	509,152	0	前年度からの繰越金
2 事業補助金	1,150,000	767,613	△ 382,387	小郡市、返還382,387円
3 運営交付金	530,000	530,000	0	小郡市
4 スポーツ交付金	70,000	70,000	0	小郡市
5 会費収入	0	0	0	
6 雑収入	12	12	0	預金利息
合計	2,259,164	1,876,777	△ 382,387	

## 【支出の部】

項目	予算額(A)	決算額(B)	残額(A-B)	備考
1 総務運営費	213,000	219,493	△ 6,493	
(1) 総会費	100,000	77,951	22,049	印刷、郵送、インク、消毒液等
(2) 会議費	25,000	20,984	4,016	お茶等
(3) 事務用品費	88,000	120,558	△ 32,558	印刷、インク、フラッシュメモリー等
2 活動費	314,000	202,087	111,913	
(1) 役員活動費	196,000	196,000	0	役員14名、会計監査委員2名
(2) 部会活動費	116,000	6,087	109,913	部会会議
(3) 費用弁償費	2,000	0	2,000	交通費
3 事業費(部会)	521,000	247,264	273,736	
(1) 青少年育成部会	290,000	125,335	164,665	ウォークラリー、あすなるコンサート
(2) 防災部会	42,000	11,915	30,085	防災リーダー養成講座
(3) 環境部会	20,000	0	20,000	中止
(4) 健康福祉部会	50,000	37,885	12,115	自分サポートプロジェクト、健康福祉講話
(5) スポーツ部会	119,000	72,129	46,871	クラブハウス、ハイキング、モルック、グラウンドゴルフ
4 事業費(部会以外)	520,000	418,969	101,031	
(1) 地域文化祭	460,000	418,969	41,031	音響、警備、餅、印刷等
(2) どんど焼き	60,000	0	60,000	中止
5 備品購入費	150,000	136,743	13,257	パソコン、コード
6 予備費	541,164	0	541,164	
合計	2,259,164	1,224,556	1,034,608	


## 【収支決算】(収入-支出)

項目	収入の部(A)	支出の部(B)	残額(A-B)	備考
合計額	1,876,777	1,224,556	652,221	残額は次年度へ繰越し

## 令和4年度 会計監査報告書

のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会の令和4年度収支決算について、  
出納簿、領収証、預金通帳を照合した結果、適正に処理されていることを認め  
ましたのでご報告いたします。

令和5年3月29日

会計監査委員 東内 裕子 

会計監査委員 渡邊 達生 



### 第3号議案

## 規約改正について（対比表）

### 1. 主な改正内容

- (1) 内容を見やすくするために、章を設けて目次を追加
- (2) 条項見出しを条文の前に記載し、文章表現を簡素化
- (3) 「幹事会」「幹事」を廃止し、幹事は代議員に編入
- (4) 「地域住民」「在住者」「会員」を削除

### 2. 改正（案）・現行の対比表（改正部分抜粋）

【凡例】追加・変更：赤字 削除：取消線

削除：取消線

改 正	現 行	変更理由など
<b>第1章 総則</b>		
<b>【名称】</b> 第1条 本会は、のぞみが丘…	第1条【名称】 本会は、のぞみが丘…	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条項見出しを前に移動</li> </ul>
<b>【事務局】</b> 第2条 まち協の事務局は、のぞみが丘小学校区コミュニティセンター「のぞみがおか生楽館」（以下、生楽館という）に置く。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局について全文追加</li> </ul>
<b>【目的】</b> 第3条 まち協は、まち協の活動を通じて多世代にわたるつながりを深め、連帯感及び自治意識高揚を図るとともに、校区の各種団体及び個人が持っている得意分野を生かし、共通課題を解決しながら住みよいまちづくりを推進することを目的とする。	第2条【目的】 まち協は、次のことを目的とする。 ー(1) <del>のぞみが丘小学校区の各種団体及び地域住民が持っている得意分野を生かし、相互支援を通じて多世代にわたるつながりを深め、住みよいまちづくりをすることを目的とする。</del> ー(2) <del>小学校区の諸行事をとおして、連帯感及び自治意識高揚を図るとともに、共通課題を解決しながら、地域住民が協働の活動を通じて住みよいまちづくりを推進することを目的とする。</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条番号の繰下げ</li> <li>・文章を簡素化</li> </ul>
<b>【活動】</b> 第4条 まち協は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) 青少年育成に関わること (2) 防災、減災に関わること (3) 地域における環境美化に関わること (4) 健康福祉に関わること (5) スポーツ振興に関わること (6) 文化事業に関わること (7) その他	第3条【活動】 まち協は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。 ー(1) <del>協働のまちづくりの目的を達成するために必要なこと</del> ー(2) <del>文化事業に関わること</del> ー(3) <del>青少年育成に関すること</del> ー(4) <del>防災、減災に関わること</del> ー(5) <del>地域における環境美化に関わること</del> ー(6) <del>健康福祉に関すること</del> ー(7) <del>スポーツ振興に関すること</del> ー(8) <del>その他</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章を簡素化</li> </ul>
<b>第2章 組織</b>		
<b>【構成】</b> 第5条 まち協は、のぞみが丘小学校区の各種団体、個人等で構成する。	第4条【会員】 会員は、のぞみが丘小学校区（希みが丘区・美鈴が丘区・あすみ区・刈又地区）の在住者と各種団体とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章を簡素化</li> </ul>

<p>【組織】 第6条 まち協の組織は、次のとおりとする。 (1) 役員会 (2) 部会 (3) 実行委員会</p>	<p>第5条【組織の構成】 まち協は、総会を最高の議決機関とし、第2条の目的を達成するために次の構成とする。 (1) 役員会 <del>(2) 幹事会</del> (3) 部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章を簡素化</li> <li>• 幹事会を削除</li> <li>• 実行委員会を追加</li> </ul>
<p><b>第3章 役員会</b></p>		
<p>【役員会】 第7条 役員会は、まち協の執行機関として事業を統括する。</p>	<p>第6条【役員会】 役員会は、まち協の執行機関として事業の統括、企画運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章を簡素化</li> </ul>
<p>【役員会の役職】 第8条 役員会は、次の役職を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 複数名 (4) 会計 1名 (5) 事務局長 1名</p>	<p>第7条【役員会の役職】 役員会は、次の役職を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 <del>(3) 理事 3区長・刈又地区代表と部会長(部会数)</del> (4) 理事 複数名 (5) 会計 1名 (6) 事務局長 1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事を一つに統合</li> </ul>
<p>【役員の職務】 第9条 役員の職務は、次のとおりとする。 (1) 会長は、まち協を統括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し… (3) 理事は、円滑な運営を図るために活動業務を分担する。 (4) 会計は、会計事務を行う。 (5) 事務局長は、まち協の事務全般を統括する。</p>	<p>第8条【役員の職務】 役員の職務は、次のとおりとする。 (1) 会長は、まち協を代表し、統括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し… (3) 理事は、円滑な運営を図るための活動業務を分担する。 (4) 会計は、会計業務を行う。 (5) 事務局長は、事務統括を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第3号の文章変更</li> <li>• 第5号の文章内容を分かり易く変更</li> </ul>
<p>【役員の任期】 第10条 役員の任期は、次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、会計及び事務局長の任期は2年とする。 (2) 理事のうち、部会長を兼務する理事の任期は1年とする。 (3) 役員が任期途中で退任した場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (4) 役員は、再任を妨げない。</p>	<p>第9条【役員の任期】 役員の任期は、次のとおりとする。ただし、役員辞職等の後任役員任期は前任者の残任期間とする。 (1) 会長・副会長・理事の任期は2年とする。ただし、部会長兼務者の任期は1年とする。 <del>(2) 会計・事務局長の任期は2年とする。</del> (3) 役員は、再任を妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章を簡素化</li> <li>• 号文内容を細分化</li> </ul>
<p>【役員を選出】 第11条 役員を選出は、次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、会計及び事務局長を選出する場合は、役職ごとに候補者の公募をしなければならない。 (2) 立候補者は「自薦届」を提出しなければならない。また、推薦者は被推薦者(立候補者)の承諾を得たうえで「他薦届」を提出しなければならない。 (3) 役員会は、次の者を理事に選任する。 ①希みが丘区、美鈴が丘区、あすみ区の区長及び刈又地区代表 ②部会長 ③生楽館長 ④役員会から推薦された者 (4) 役員を選出に関する詳細事項は、別</p>	<p>第10条【役員の改選】 役員は、次のとおりとする。 <del>(1) 会長と副会長及び理事(各区長・刈又地区代表と部会長を除く)を改選する場合は、会員に候補の公募をしなければならない。候補者は『自薦・他薦(同意確認要)』届を事務局に提出しなければならない。また、新役員は互選で会長及び副会長を役員会で決定の上、総会で承認を得る。</del> <del>(2) 公募で改選役員数を満たさない場合は、現役員会が改選役員数を推薦や懇請で改定数を確保し、役員会で決定の上、総会で承認を得る。</del> <del>(3) 役員会は、次の者を理事に選任する。</del> <del>(ア) 希みが丘区・美鈴が丘区・あすみ区の区長及び刈又地区代表</del> <del>(イ) 部会長</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章を簡素化</li> <li>• 内容の誤解を修正</li> </ul>



<p>に定める。</p>	<p>-(ウ) 生楽館長 -(エ) 役員会から推薦された会員 -(4) 会計及び事務局長を改選する場合は、会員に役職別候補の公募を行い、候補者は『自薦・他薦（同意確認要）』届を事務局に提出しなければならない。総会で承認を得る。公募で改選役員が無い場合は、現役員会が役職別に推薦や懇請で確保し、役員会で決定の上、総会で承認を得る。</p>	
<p><b>第4章 部会</b></p>		
<p>【部会】 第12条 まち協は、次の部会を設置する。 (1) 青少年育成部会 (2) 防災部会 (3) 環境部会 (4) 健康福祉部会 (5) スポーツ部会 2 部会を追加設置または廃止する場合は、役員会で決定し総会で承認を得る。 3 部会は、部会長を選出する。</p>	<p>第14条【部会】 まち協は、第2条に定める目的を達成するため、次の部会を設置する。 (1) 青少年育成部会 (2) 防災部会 (3) 環境部会 (4) 健康福祉部会 (5) スポーツ部会 2 第2条の目的を達成するために、役員会で決定し総会の承認を得て「部会」を追加配置することができる。  第12条【部会長の改選】 各部会は、総会までに部会長1名を役員会に届けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章を簡素化</li> <li>・部会の廃止について記述</li> <li>・第3項を追加</li> </ul>
<p>【部会の構成】 第13条 部会の構成は別に定める。</p>	<p>第13条【部会の役割】 部会は、第2条の目的を達成するために、行事や運営において次の役割とする。 -(1) 青少年育成部会 子ども達の育成活動を行う。 -(2) 防災部会 防災、減災の視点をもとに、「安全・安心」のまちづくりを図る。 -(3) 環境部会 地域の住環境に視点をおいた住みよいまちづくりを図る。 -(4) 健康福祉部会 健康と生きがいづくりを通じ、「安心」のまちづくりを図る。 -(5) スポーツ部会 各種スポーツを通じ会員の交流を深め、心身の健康増進及び健康寿命を伸長する。 2 部下の構成は、次の団体及び個人とする。 -(1) 青少年育成部会 のぞみいきいきアンビシャス広場—小郡高等学校—のぞみが丘小学校—三国中学校—麻生学園小学校—アスター幼稚園—のぞみが丘小学校PTA—三国中学校PTA—育成会（小学校/中学校）——希みが丘区子ども会—美鈴が丘区子ども会—主任児童委員—校区指導員—少年補導員—保護司 -(2) 防災部会 希みが丘区自主防災組織—美鈴が丘区自主防災組織—あすみ区自主防災組織—防災リーダー—防災アドバイザー—小郡市消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の役割は第4条と重複のため削除</li> <li>・部会の構成のみ記述</li> <li>・構成内容は別表に記載</li> </ul>

	防災主 - (3) 環境部会 勝負坂公園を守る会 - (4) 健康福祉部会 民生委員・児童委員健康体操リーダー 希美だんごの会 - (5) スポーツ部会 のぞみが丘小学校区各種スポーツ同好会	
<b>第5章 実行委員会</b>		
<b>【実行委員会】</b> 第14条 まち協は、次の実行委員会を設置する。 (1) 地域文化祭実行委員会 (2) どんど焼き実行委員会 2 実行委員長は、役員会で選出する。		・実行委員会について新たな条文を追加
	<del>第14条【幹事会の構成】          第15条【幹事会の役割】          第16条【幹事の役割】          第17条【幹事の選任】          第18条【幹事の任期】</del>	・幹事会と幹事については廃止したため左記の条文は全て削除
<b>第6章 会議運営</b>		
<b>【会議運営】</b> 第15条 会議は、役員会、部会及び実行委員会とする。 (1) 役員会は、会長が招集する。 (2) 役員会の議長は、副会長が務める。 (3) 役員会は、役員の過半数が出席しなければ会議を開催出来ない。 (4) 役員会での決議事項は、出席者の過半数の賛成で決定される。 (5) 部会は、部会長が招集する。 (6) 実行委員会は、実行委員長が招集する。	第22条【会議運営】 <del>(1) 会議は、「役員会」「四役会」「幹事会」「部会」とする。          (2) 「役員会」は、まち協の執行機関とし、副会長が議長をする。なお、役員会の下に事前討議する準備会として四役会を置き、会長、副会長、会計、事務局長で構成する。          (3) 「役員会」「四役会」「幹事会」は会長が招集を行う。          (4) 「役員会」「四役会」「幹事会」は、会の構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。          (5) 「役員会」は出席者の過半数以上の賛成で決定される。          (6) 「役員会」「四役会」は、必要に応じて諸団体に出席を求めることができる。          (7) 「部会」は部会の自主運営を尊重する。ただし、役員会が支援する。</del>	・「幹事会」廃止 ・「四役会」削除 ・文章表現の変更
<b>第7章 総会</b>		
<b>【総会】</b> 第16条 総会は、まち協の最高議決機関として、代議員制にて開催し、次の事項を議決する。 (1) 事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算に関すること (2) 規約の改廃及び変更に関すること (3) 役員の選出に関すること (4) その他重要な事項と認められる案件 2 総会の議長は、代議員の中から選出する。	第24条【総会】 総会は、まち協の最高議決機関として、代議員制にて開催し次の事項を議決する。 (1) 事業報告及び事業計画、ならびに収支決算及び収支予算に関すること (2) 規約の改廃及び変更に関すること (3) その他重要な事項と認められる案件 2 総会の議長は、「幹事」または「代議員」の中から選出するものとする。	・表現変更 ・第1項第3号に役員選出を追加 ・「幹事」廃止
<b>【総会の種類】</b> 第17条 総会は、年1回開催する。ただし、次に掲げる場合は臨時総会を開催する。 (1) 2分の1以上の代議員から、会議の目的を示した書面により請求があったとき	第23条【総会の種類】 総会は、通常総会と臨時総会とする。 <del>2 通常総会は、毎年1回開催する。          3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</del>	・表現変更

(2) 役員会が、特に必要と認めるとき	(1) 代議員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき (2) 役員会が、特に必要と認めるとき	
【総会の開催】 第18条 総会は、次の要領で開催する。 (1) 総会開催の7日前までに、その日時、場所、目的及び審議事項を代議員に通知する。 (2) 第17条第1号の規定により請求があったときは、請求のあった日から30日以内に総会を開催する。	第25条【総会の招集】 <del>総会の招集は会長が行う。</del> 2 <del>第23条第3項の規定により請求があったときは、会長は、請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。</del> 3 <del>総会を招集する場合は、少なくともその開催の7日前までに役員会で決定し、その日時、場所、目的及び審議事項を幹事及び代議員に通史しなければならない。</del>	・表現変更
【代議員】 第19条 まち協は、次の代議員を置く。 (1) 希みが丘区自治会の役員… (2) 美鈴が丘区自治会の役員… (3) あすみ区自治会の役員… (4) 刈又地区の班長… (5) 各種団体の代表及び個人	第19条【代議員】 (1) 希みが丘区自治会の役員… (2) 美鈴が丘区自治会の役員… (3) あすみ区自治会の役員… (4) 刈又地区の班長…	・条文追加 ・幹事編入 ・第5号追加
【代議員の役割】 第20条 代議員の役割は、次のとおりとする。 (1) 総会に出席し、議決権を行使する。 (2) まち協の年間行事に、参加協力する。	第20条【代議員の役割】 (1) 総会に出席し、議決権を行使する。 (2) まち協の年間行事において、「参加」又は「協力」する。	・条文追加 ・文章を簡素化
【総会の定足数及び議決権】 第21条 総会の定足数及び議決権は、次のとおりとする。 (1) 総会は、代議員の過半数をもって成立する。ただし、委任状は出席とみなす。 (2) 総会の議決権は、代議員が持つものとする。 (3) 総会の議事は、当日出席者の過半数の同意をもって決することができ、可否同数の場合は議長の決するところによる。	第26条【総会の定足数及び議決権】 (1) 総会の議決権は、 <del>幹事、代議員(区役員、班長)が持つものとする。</del> (2) 総会は、「幹事」「代議員」の過半数をもって成立する。ただし、出席できない場合は、委任状をもって出席とみなす。 (3) 総会の議事は、当日出席者の過半数の同意をもって議事を決することができ、可否同数の場合は、 <del>議長の決するところによる。</del>	・条文追加 ・文章を簡素化 ・「幹事」削除 ・第2号追加
【書面による表決】 第22条 総会を開催出来ないと役員会が決定した場合は、書面による表決をもって総会の議決に代えることができる。 2 書面による表決は、…	第27条【書面による表決】 <del>止むを得ない事情により総会を開催できないと役員会が決定した場合は、事前に通告された議案に対する表決をもって総会の議決に代えることができる。</del> 2 書面による表決は、…	・文章を簡素化
【総会の議事録】 第23条 総会の議事については、… (1) 日時及び場所 (2) 出席者数及び委任状(定足数) (3) 議事経過の概要及び議決結果 (4) 議事録署名人の選任及び署名に関すること	第28条【総会の議事録】 総会の議事については、… (1) 日時及び場所 (2) 出席者数及び委任状(定数) (3) 開催目的及び議事経過の概要と議決結果 (4) 議事録署名人の選任及び署名に関すること	・文章を簡素化
<b>第8章 会計</b>		
【運営費用及び会計年度】 第24条 まち協の運営は、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金及びその他の収入で行う。 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第32条【運営費用及び会計年度】 まち協の運営は、 <del>小郡市からの補助金、交付金、その他の収入で行い、</del> 毎年 <del>の</del> 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	・表現変更 ・「会計年度」を第2項に記述

<p>【会計の区分】  <b>第25条</b> 会計区分は、まち協の…  2 一般会計と特別会計との間で、移動及び流用を行ってはならない。ただし、特段の事情により総会で承認された場合は、この限りではない。  3 預金口座は、一般会計と特別会計とに分けて管理する。</p>	<p>第30条【会計の区分】  会計区分は、まち協の…  2 一般会計と特別会計の間において、予算及び決算の移動及び流用等を行ってはならない。ただし、特段の事情により総会で承認された場合は、この限りでない。  3 預金口座は、一般会計と特別会計とに分けて開設し、それぞれに管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項は変更無し</li> <li>・第2項、3項は文章を簡素化</li> </ul>
<p>【役員活動費及び費用弁償】  <b>第26条</b> まち協の役員に対して、…  2 前項の支払いに関する必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第29条【役員活動費及び費用弁償】  まち協の役員に対して、…  2 前項の役員活動費及び費用弁償の額並びに支払いに関して必要な事項は、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章を簡素化</li> </ul>
<p>【会計業務】  <b>第27条</b> 会計業務を実施する上で必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第34条【会計業務】  会計業務に関わる者は、本規約及び会計処理細則に則り、責任をもってその業務を実施するものとする。  2 校区コミュニティ推進員は、会計の指導監督の下、会計処理を支援できる。  3 会計業務を実施する上で必要な事項は、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常識的記述は削除</li> <li>・文章を簡素化</li> </ul>
<p>【会計監査委員】  <b>第28条</b> 会計監査委員の職務は、次のとおりとする。  (1) まち協の会計監査を年1回以上行い、監査の結果を総会で報告する。  (2) 任期は、1年とする。ただし、1年に限り再任できる。  (3) 定数は、2名とする。  (4) 選出は、次のとおりとする。  ① 候補者を選出する場合は、公募をしなければならない。  ② 立候補者は「自薦届」を提出しなければならない。また、推薦者は、被推薦者(立候補者)の承諾を得たうえで「他薦届」を提出しなければならない。  ③ 公募で立候補者がいない場合は、役員会が推薦または懇請により選出する。ただし、役員からは選出できない。  (5) 会計監査委員に対して謝金を支払う。また、金額については別に定める。</p>	<p>第24条【会計監査委員】  (1) 会計監査委員2名を会員から公募を行い、候補者は『自薦・他薦(同意確認要)』届を事務局に提出しなければならない。総会で承認を得る。公募で候補者がいない場合は、現役員会は推薦や懇請で確保し、役員会で決定の上、総会で承認を得る。ただし、「役員」と「幹事」からは選出できない。  (2) 会計監査委員は、規約等に則り、経費の出納監査を年1回以上行い、監査の結果を総会に報告する。  (3) 会計監査委員の任期は1年とし、再任することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文追加</li> <li>・表現内容変更</li> <li>・文章の細分化</li> <li>・任期を1年に限り再任可能に変更</li> </ul>
<p><b>第9章 文書の保存期間</b></p>		
<p>【文書の保存期間】  <b>第29条</b> まち協の文書の保存期間は、次のとおりとする。  (1) 総会議事録 10年  (2) 総会議事録関連資料 10年  (3) 規約 10年  (4) 会計に関する帳票・証憑 5年  (5) 預金通帳 5年  (6) 会長が特に必要と… 5年</p>	<p>第33条【文書の保存期間】  まち協の文書の保存期間は、次のとおりとする。  (1) 総会議事録 10年  (2) 総会議事録関連資料 10年  (3) 規約 10年  (4) 会計に関する帳票・証憑 5年  (5) 預金通帳 5年  (6) 会長が特に必要と… 5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条番号変更</li> </ul>
<p><b>第10章 規約の解釈</b></p>		
<p>【規約の解釈】  <b>第30条</b> この規約に定めのない事項や疑義解釈が生じたときには、役員会で審議し決定する。</p>	<p>第34条【規約の解釈】  この規約に定めのない事項や疑義解釈が生じたときには、役員会で審議し、会長が決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章を簡素化</li> </ul>

<b>第11章 細則</b>		
<p>【細則】  <b>第31条</b> まち協の運営に必要な細則は、役員会の議決にて定め、改訂年月日を記載して本規約に添付するものとする。</p>	<p><b>第35条【細則】</b>  まち協の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り役員会の議決にて定め、改訂年月日を記載して本規約に添付する事を必須とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章を簡素化</li> </ul>
<b>第12章 附則</b>		
<p>附 則  (1) … ～ (8) …  <b>(9) この規約は、一部改正され令和5年5月13日から施行する。</b></p>	<p>附 則  (1) … ～ (8) …</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第9号を追加</li> </ul>

第4号議案

令和5年度役員及び会計監査委員の改選（案）

【役員】

No	役職	氏名	備考
1	会長	中間 敏久	
2	副会長	岩村 一範	
3	理事	山田 徳重	希みが丘区長
4	同	蓑田 和雄	美鈴が丘区長
5	同	岡田 哲	あすみ区長
6	同	小濱 智之	刈又地区代表
7	同	酒井 孝和	青少年育成部会長
8	同	未定	防災部会長
9	同	川野 邦彦	環境部会長
10	同	鈴木 孝尚	健康福祉部会長
11	同	酒井 昭弘	スポーツ部会長
12	同	鳥飼 鈴英仁	地域文化祭担当理事
13	同	未定	どんど焼き担当理事
14	同	未定	青少年育成市民会議 校区指導員
15	同	津田 圭子	のぞみがおか生楽館長
16	会計	長廣 學	
17	事務局長	石橋 信幸	

【会計監査委員】

1	宮原 弘明	美鈴が丘区
2	園田 匠平	あすみ区



第5号議案

令和5年度事業計画（案）

実施日	事業名	担当部会等
5月13日（土）	総会	事務局等
5月21日（日）	春季ハイキング	スポーツ部会
6月18日（日）	卓球	スポーツ部会
6月25日（日）	防災訓練（希みが丘区）	防災部会
6月	まち協通信「あすなろ」発行	事務局
8月以降	防災訓練（美鈴が丘区）	防災部会
9月16日（土）	あすなろミュージックコンサート	青少年育成部会 （のぞみいきいきアンビシャス広場との共催）
10月15日（日）	地域文化祭	地域文化祭実行委員会
10月22日（日）	ふれあいスポーツ大会	3部会共催（スポーツ、青少年育成、健康福祉）
11月 3日（金、祝）	ソフトボール	スポーツ部会
11月 5日（日）	自分サポートプロジェクト	健康福祉部会
11月18日（土）	ウォークラリー大会	青少年育成部会
11月19日（日）	秋季ハイキング	スポーツ部会
12月	まち協通信「あすなろ」発行	事務局
1月14日（日）	どんど焼き	どんど焼き実行委員会
2月11日（日）	レクリエーション大会	健康福祉部会
2月18日（日）	モルック大会	スポーツ部会
3月	防災マップ改訂	防災部会
毎月	役員会	事務局

※天候等の理由により、事業を中止又は延期とする場合があります。

## 令和5年度 予算（案）

## 【収入の部】

(単位：円 △：マイナス)

項目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額 (B-A)	備考
1 繰越金	509,152	652,221	143,069	前年度からの繰越金
2 事業補助金	1,150,000	1,150,000	0	小郡市
3 運営交付金	530,000	530,000	0	小郡市
4 スポーツ交付金	70,000	70,000	0	小郡市
5 会費収入	0	0	0	
6 雑収入	12	12	0	預金利息
計	2,259,164	2,402,233	143,069	

## 【支出の部】

(単位：円 △：マイナス)

項目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額 (B-A)	備考
1 総務運営費	213,000	313,000	100,000	
(1) 総会費	100,000	142,000	42,000	資料作成94,000円 反省会48,000円
(2) 会議費	25,000	26,000	1,000	飲料代
(3) 事務用品費	88,000	145,000	57,000	事務用消耗品、 まち協通信発行代等
2 活動費	314,000	386,000	72,000	
(1) 役員活動費	196,000	256,000	60,000	役員15名、会計監査委員2名、 部会長増額
(2) 部会活動費	116,000	128,000	12,000	部会員数(64名)×2,000円
(3) 費用弁償費	2,000	2,000	0	出張費
3 事業費(部会)	521,000	604,000	83,000	
(1) 青少年育成部会	290,000	253,000	△ 37,000	あすなるミュージックコンサート、 ウォークラリー大会
(2) 防災部会	42,000	141,000	99,000	自治会防災訓練2回、防災マップ
(3) 環境部会	20,000	15,000	△ 5,000	環境委員会
(4) 健康福祉部会	50,000	67,000	17,000	自分サポートプロジェクト、 レクリエーション大会
(5) スポーツ部会	119,000	128,000	9,000	ソフトボール、ハイキング、卓球、 モルック、ふれあいスポーツ大会
4 事業費(部会以外)	520,000	624,000	104,000	
(1) 地域文化祭	460,000	490,000	30,000	音響、警備、餅、印刷等
(2) どんど焼き	60,000	134,000	74,000	印刷、饅頭、レンタカー等
5 備品購入費	150,000	138,000	△ 12,000	スチールラック3台
6 雑費	541,164	337,233	△ 203,931	ビブス、コロナ対策費等
合計	2,259,164	2,402,233	143,069	

## のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会規約（案）

### （目 次）

第1章	総則	・・・・・・・・・・	（第1条～第4条）
第2章	組織	・・・・・・・・・・	（第5条～第6条）
第3章	役員会	・・・・・・・・・・	（第7条～第11条）
第4章	部会	・・・・・・・・・・	（第12条～第13条）
第5章	実行委員会	・・・・・・・・・・	（第14条）
第6章	会議	・・・・・・・・・・	（第15条）
第7章	総会	・・・・・・・・・・	（第16条～第23条）
第8章	会計	・・・・・・・・・・	（第24条～第28条）
第9章	文書の保存期間	・・・・・・・・	（第29条）
第10章	規約の解釈	・・・・・・・・	（第30条）
第11章	細則	・・・・・・・・・・	（第31条）
第12章	附則		

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 本会は、のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会（以下「まち協」という）と称する。

### 【事務局】

第2条 まち協の事務局は、のぞみが丘校区コミュニティセンター「のぞみがおか生楽館」（以下、「生楽館」という）に置く。

### 【目的】

第3条 まち協は、まち協の諸活動を通じて多世代にわたるつながりを深め、連帯感及び自治意識高揚を図るとともに、校区の各種団体及び個人が持っている得意分野を生かし、共通課題を解決しながら住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### 【活動】

第4条 まち協は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 青少年育成に関わること
- (2) 防災、減災に関わること
- (3) 地域における環境美化に関わること
- (4) 健康福祉に関わること
- (5) スポーツ振興に関わること
- (6) 文化事業に関わること
- (7) その他

## 第2章 組織

### 【構成】

第5条 まち協は、のぞみが丘小学校区の各種団体、個人等で構成する。

### 【組織】

第6条 まち協の組織は、次のとおりとする。

- (1) 役員会
- (2) 部会
- (3) 実行委員会

## 第3章 役員会

### 【役員会】

第7条 役員会は、まち協の執行機関として事業を統括する。

### 【役員会の役職】

第8条 役員会は、次の役職を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 複数名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局長 1名

#### 【役員の職務】

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、まち協を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の職務遂行が困難な場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、円滑な運営を図るために活動業務を分担する。
- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 事務局長は、まち協の事務全般を統括する。

#### 【役員の任期】

第10条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事、会計及び事務局長の任期は2年とする。
- (2) 理事のうち、部会長を兼務する理事の任期は、1年とする。
- (3) 役員が任期途中で退任した場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、再任を妨げない。

#### 【役員を選出】

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び事務局長を選出する場合は、役職ごとに候補者の公募をしなければならない。
- (2) 立候補者は「自薦届」を提出しなければならない。また、推薦者は、被推薦者（立候補者）の承諾を得たうえで「他薦届」を提出しなければならない。
- (3) 役員会は、次の者を理事に選任する。
  - ① 希みが丘区、美鈴が丘区、あすみ区の区長及び刈又地区代表
  - ② 部会長
  - ③ 生楽館長
  - ④ 役員会から推薦された者
- (4) 役員を選出に関する詳細事項は、別に定める。

## 第4章 部会

#### 【部会】

第12条 まち協は、次の部会を設置する。

- (1) 青少年育成部会
- (2) 防災部会
- (3) 環境部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) スポーツ部会

2 部会を追加設置または廃止する場合は、役員会で決定し総会で承認を得る。

3 部会は、部会長を選出する。

【部会の構成】

第13条 部会の構成は、別に定める。

## 第5章 実行委員会

【実行委員会】

第14条 まち協は、次の実行委員会を設置する。

- (1) 地域文化祭実行委員会
- (2) どんど焼き実行委員会

2 実行委員長は、役員会で選出する。

## 第6章 会議

【会議運営】

第15条 会議は、役員会、部会及び実行委員会とする。

- (1) 役員会は、会長が招集する。
- (2) 役員会の議長は、副会長が務める。
- (3) 役員会は、役員の過半数が出席しなければ会議を開催できない。
- (4) 役員会での決議事項は、出席者の過半数の賛成で決定される。
- (5) 部会は、部会長が招集する。
- (6) 実行委員会は、実行委員長が招集する。

## 第7章 総会

【総会】

第16条 総会は、まち協の最高議決機関として、代議員制にて開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 規約の改廃及び変更に関すること
- (3) 役員を選出に関すること
- (4) その他重要な事項と認められる案件

2 総会の議長は、代議員の中から選出する。

【総会の種類】

第17条 総会は、年1回開催する。ただし、次に掲げる場合は臨時総会を開催する。

- (1) 2分の1以上の代議員から、会議の目的を示した書面により請求があったとき
- (2) 役員会が、特に必要と認めたとき

【総会の開催】

第18条 総会は、次の要領で開催する。

- (1) 総会開催の7日前までに、その日時、場所、目的及び審議事項を代議員に通知する。
- (2) 第17条第1号の規定により請求があったときは、請求のあった日から30日以内に総会を開催する。



#### 【代議員】

第19条 まち協は、次の代議員を置く。

- (1) 希みが丘区自治会の役員（まち協役員除く）及び班長
- (2) 美鈴が丘区自治会の役員（まち協役員除く）及び班長
- (3) あすみ区自治会の役員（まち協役員除く）及び班長
- (4) 刈又地区の班長（まち協役員除く）
- (5) 各種団体の代表及び個人

#### 【代議員の役割】

第20条 代議員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 総会に出席し、議決権を行使する。
- (2) まち協の年間行事に、参加協力する。

#### 【総会の定足数及び議決権】

第21条 総会の定足数及び議決権は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席とみなす。
- (2) 総会の議決権は、代議員が持つものとする。
- (3) 総会の議事は、当日出席者の過半数の同意をもって決することができ、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 【書面による表決】

第22条 総会を開催できないと役員会が決定した場合は、書面による表決をもって総会の議決に代えることができる。

2 書面による表決は、代議員の過半数による表決書の提出をもって成立し、その過半数の同意をもって決する。賛否同数の場合は会長の決するところによる。

#### 【総会の議事録】

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び委任状（定足数）
- (3) 議事経過の概要及び議決結果
- (4) 議事録署名人の選任及び署名に関すること

## 第8章 会計

#### 【運営費用及び会計年度】

第24条 まち協の運営は、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金及びその他の収入で行う。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 【会計の区分】

第25条 会計区分は、まち協の運営及び事業の実施に係る一般会計と、それ以外の特定の事業及び使途に係る特別会計とする。

- 2 一般会計と特別会計との間で、移動及び流用等を行ってはならない。ただし、特段の事情により総会で承認された場合は、この限りではない。
- 3 預金口座は、一般会計と特別会計とに分けて管理する。

【役員活動費及び費用弁償】

第26条 まち協の役員に対して、役員活動費及び費用弁償を支払う。

- 2 前項の支払いに関する必要な事項は、別に定める。

【会計業務】

第27条 会計業務を実施する上で必要な事項は、別に定める。

【会計監査委員】

第28条 会計監査委員の職務等は、次のとおりとする。

- (1) まち協の会計監査を年1回以上行い、監査の結果を総会で報告する。
- (2) 任期は1年とする。ただし、1年に限り再任できる。
- (3) 定数は、2名とする。
- (4) 選出は、次のとおりとする。
  - ① 候補者を選出する場合は、公募をしなければならない。
  - ② 立候補者は「自薦届」を提出しなければならない。また、推薦者は、被推薦者（立候補者）の承諾を得たうえで「他薦届」を提出しなければならない。
  - ③ 公募で立候補者がいない場合は、役員会が推薦または懇請により選出する。ただし、役員からは選出できない。
- (5) 会計監査委員に対して謝金を支払う。また、金額については別に定める。

## 第9章 文書の保存期間

【文書の保存期間】

第29条 まち協の文書の保存期間は、次のとおりとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 総会議事録         | 10年 |
| (2) 総会議事録関連資料     | 10年 |
| (3) 規約            | 10年 |
| (4) 会計に関する帳票・証憑   | 5年  |
| (5) 預金通帳          | 5年  |
| (6) 会長が特に必要と認めたもの | 5年  |

## 第10章 規約の解釈

【規約の解釈】

第30条 この規約に定めのない事項や疑義解釈が生じたときには、役員会で審議し決定する。

## 第11章 細則

### 【細則】

第31条 まち協の運営に必要な細則は、役員会の議決にて定め、改訂年月日を記載して本規約に添付する。

## 第12章 附則

### 附 則

- (1) この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- (2) この規約は、平成27年5月30日から施行する。
- (3) この規約は、一部改正され平成28年5月28日から施行する。
- (4) この規約は、一部改正され平成29年6月3日から施行する。ただし、第22条の規定については、平成29年4月1日から適用する。
- (5) この規約は、一部改正され平成30年5月12日から施行する。
- (6) この規約は、一部改正され令和2年5月15日から施行する。
- (7) この規約は、一部改正され令和3年5月15日から施行する。
- (8) この規約は、一部改正され令和4年5月14日から施行する。
- (9) この規約は、一部改正され令和5年5月13日から施行する。

## 【別表】

## 部会の構成（案）

部会名	構成団体および個人
青少年育成部会	のぞみいきいきアンビシャス広場 小郡高等学校 のぞみが丘小学校 三国中学校 麻生学園小学校 アスター幼稚園 のぞみが丘小学校PTA 三国中学校PTA 希みが丘区育成会 美鈴が丘区育成会 希みが丘区子ども会 美鈴が丘区子ども会 保護司 主任児童委員 市民会議校区指導員 少年補導員
防災部会	希みが丘自主防災組織 美鈴が丘自主防災組織 あすみ区自主防災組織 防災リーダー 防災士 防災アドバイザー 小郡市消防団第八分団
環境部会	勝負坂公園を守る会
健康福祉部会	民生委員・児童委員 健康体操リーダー
スポーツ部会	登山同好会 ソフトボール同好会 卓球同好会 小郡市スポーツ推進委員

## 役員選出細則

(目的)

第1条 この細則はのぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会（以下、「まち協」という。）規約第11条の規定により、役員選出が公正かつ適正に実施されることを目的とする。

(選考会)

第2条 会長は、選考会を開催する。

2 選考会は、まち協役員で構成する。

(選考対象者)

第3条 選考対象者は、公募期間中に「自薦・他薦届」を提出した者とする。

(選出方法)

第4条 立候補者数に対する役員の選出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 公募定数と立候補者が同数の場合は、選考会で決定する。
- (2) 公募定数に対して立候補者が多い場合は、選考会で選考する。ただし、立候補した役員は、選考会には出席できない。
- (3) 公募定数に対して立候補者がいない場合、役員の懇請により候補者を選出する。

(選出結果の通知)

第5条 会長は、書面にて選考結果を候補者に通知する。

附則

本細則は、令和5年5月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 役員等活動費、謝金及び費用弁償細則

## （目的）

第1条 この細則は、のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会（以下「まち協」という。）規約第25条の規定により、役員活動費及び費用弁償について定めることを目的とする。

## （役員活動費の支払い）

第2条 まち協の役員活動費について、次の各号のとおりを支払う。ただし、兼務の場合は重複して支払わない。

(1) 会長	30,000 円
(2) 副会長	20,000 円
(3) 理事（部会長及び担当理事）	20,000 円
(4) 理事	10,000 円
(5) 事務局長	20,000 円
(6) 会計	20,000 円

2 前項の金額は、年額とする。

3 役員が年度途中で退任した場合もしくは退任した役員の後任として年度途中で就任した場合の役員活動費は、月割計算で算出する。ただし、当該交代月分の手当ては、その月の1日に就任している役員に支払うものとする。

## （謝金）

第3条 会計監査委員の謝金は、年額 3,000 円とする。

## （費用弁償の支払い）

第4条 役員が、まち協の事業に係る用件で片道 7km 以上へ出張する場合は、1 回につき 300 円を支払う。

## （精算及び支払い時期）

第5条 費用弁償は出張の都度、役員活動費は当該年度の3月に精算し、支払うものとする。

## 附 則

(1) この細則は、平成 29 年 6 月 3 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(2) この細則は、一部改正され令和 3 年 5 月 15 日から施行する。ただし、第 3 条については令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(3) この細則は、一部改正され令和 4 年 5 月 14 日から施行する。

(4) この細則は、一部改正され令和 5 年 5 月 13 日から施行する。



## 会計処理細則

### （目的）

第1条 この細則は、のぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会（以下、「まち協」という。）規約第27条の規定により、会計業務の処理要領について定めることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この細則は、まち協の会計業務の全てについて適用する。

### （会計責任者）

第3条 会計責任者は、会計及び事務局長とする。

### （勘定科目）

第4条 会計処理に必要な勘定科目は、事業計画及び年度予算に応じて前条の会計責任者が定める。

### （預金通帳及び登録印鑑の管理）

第5条 預金通帳は会計が管理し、その登録印鑑は会長が保管する。

### （予算の執行）

第6条 予算の執行（支出）は、次の帳票を揃えた上で行う。

- （1） 事業に関する領収書（コピー不可）
- （2） 出金伝票（会計、事務局長及び会長の押印）
- （3） 関係証憑

### （会計報告）

第7条 事業終了後の会計報告は、次のとおりとする。

- （1） まち協主催の事業については、部会長又は事業責任者が事業ごとに決算書を作成し、役員会で報告を行う。
- （2） 共催事業や支援事業については、まち協が支出した科目について、第3条の会計責任者が役員会で決算報告を行う。

### （会計帳簿・書類及びその保存期間）

第8条 会計帳簿・書類は、次のとおりとする。

- （1） 現金出納簿
- （2） 領収書
- （3） 請求書
- （4） 入出金伝票
- （5） 預金通帳
- （6） 関係証憑
- （7） その他会長が必要と認める書類

2 前項書類の保存期間は、決算終了後5年間とし、事務局で保管する。

附則

本細則は、令和4年5月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

本細則は、令和5年5月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 令和5年度 代議員

No	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	岩 城 一 磨	のぞみが丘小学校長	
2	村 川 慶 行	のぞみが丘小学校 P T A会長	
3	山 本 拓	三国中学校長	
4	清 原 龍 彦	三国中学校 P T A会長	
5	水 上 雅 義	麻生学園小学校長	
6	酒 村 万 奈 美	アスター幼稚園長	
7	権 藤 享 子	小郡高等学校 教頭	
8	北 原 孝 治	交通安全協会のぞみ支部長	
9	財 津 睦 子	主任児童委員（希みが丘区）	
10	古 庄 昌 湖	主任児童委員（美鈴が丘区）	
11	佐 藤 秀 昭	民生委員・児童委員（希みが丘区）	
12	未 定	同	
13	仁田脇亜由美	民生委員・児童委員（美鈴が丘区）	
14	西 田 紀 子	同	
15	園 田 幸 二	少年補導員（希みが丘区）	
16	小 松 洋 道	少年補導員（美鈴が丘区）	
17	樋 口 徹	ついで隊 代表	地域パトロール
18	水 町 等	白傘会 会長	老人会
19	楠 良 司	のぞみいきいきアンビシャス広場 委員長	青少年育成
20	鶴 田 俊 文	中学校育成会 会長（希みが丘区）	
21	木 村 理 奈	中学校育成会 会長（美鈴が丘区）	
22	坂 田 理 恵	子ども会 会長（希みが丘区）	
23	未 定	子ども会 会長（美鈴が丘区）	
24	鶴 丸 朗 子	おはなし希鈴 代表	読み聞かせ
25	江 藤 公 治	のぞみ親父倶楽部 代表	地域ボランティア
26	有 嶋 順 一	勝負坂公園を守る会 代表	同
27	大 淵 泰 範	ペットオーナーの会 代表	同
28	藤 裕 紀	小郡市消防団第8分団長	
	希みが丘区	区役員（17名） 班長（62名）	計79名
	美鈴が丘区	区役員（15名） 班長（60名）	計75名
	あすみ区	区役員（2名） 班長（27名）	計29名
	刈又地区	班 長（1名）	計 1名
			合計212名

## 令和5年度部会構成員

## 【青少年育成部会】

No	役職等	氏名	所属団体等	備考
1	部会長	酒井 孝和		
2	副部会長	村川 慶行	のぞみが丘小学校PTA会長	
3	部会員	清原 龍彦	三国中学校PTA会長	
4	同	鶴田 俊文	中学校育成会（希みが丘区）	
5	同	高木 愛子	中学校育成会（美鈴が丘区）	
6	同	今村 小雪	子ども会（希みが丘区）	
7	同	未定	子ども会（美鈴が丘区）	
8	同	楠 良司	のぞみいきいきアンビシャス広場委員長	
9	同	山下 廣昭	保護司	
10	同	園田 幸二	少年補導員（希みが丘区）	
11	同	小松 洋道	少年補導員（美鈴が丘区）	
12	同	財津 睦子	主任児童委員（希みが丘区）	
13	同	古庄 昌湖	主任児童委員（美鈴が丘区）	
14	同	権藤 享子	小郡高等学校 教頭	
15	同	牧草 さおり	三国中学校 教頭	
16	同	田中 浩司	のぞみが丘小学校 教頭	
17	同	水上 雅義	麻生学園小学校長	
18	同	酒村 万奈美	アスター幼稚園長	
19	同	松熊 小和子		

## 【防災部会】

No	役職等	氏名	所属団体等	備考
1	部会長	未定		
2	副部会長	高木 茂	希みが丘区自主防災組織	希みが丘区
3	同	樋口 徹	美鈴が丘区自主防災組織、防災士	美鈴が丘区
4	部会員	山田 徳重	希みが丘区長、防災士	希みが丘区
5	同	蓑田 和雄	美鈴が丘区長、防災リーダー	美鈴が丘区
6	同	岡田 哲	あすみ区長、あすみ区自主防災組織	あすみ区
7	同	藤 裕紀	小郡市消防団第8分団長	
8	同	鈴木 孝尚	防災リーダー	希みが丘区
9	同	大倉 俊徳	同	同
10	同	江藤 公治	同	同
11	同	川野 悦子	同	同
12	同	吉岡 逸男	同	同
13	同	岩村 一範	同	同
14	同	山下 廣昭	同	美鈴が丘区

15	同	野田 敬義	同	同
16	同	村松 俊一	同	同
17	同	見野 祐一	防災士	同
18	同	今井 知史	おごおり防災士会、防災士	同
19	同	梅崎 満晴	同	希みが丘区

【環境部会】

No	役職等	氏名	所属団体等	備考
1	部会長	川野 邦彦		希みが丘区
2	部会員	高木 茂	勝負坂公園を守る会	同
3	同	阿部 敏幸		美鈴が丘区
4	同	鳥越 英揮		同
5	同	濱田 博巳		同

【健康福祉部会】

No	役職等	氏名	所属団体等	備考
1	部会長	鈴木 孝尚	健康体操リーダー	希みが丘区
2	部会員	江嶋 佐百合	同	同
3	同	小田 イチ子	同	同
4	同	宮地 俊子	同	同
5	同	岩村 恭子	同	同
6	同	川野 裕佳子		同
7	同	佐藤 秀昭	民生委員・児童委員	同
8	同	蓑田 和雄	健康体操リーダー	美鈴が丘区
9	同	西田 紀子	民生委員・児童委員	同
10	同	仁田脇亜由美	同	同

【スポーツ部会】

No	役職等	氏名	所属団体等	備考
1	部会長	酒井 昭弘	登山同好会	美鈴が丘区
2	部会員	長廣 學	同	希みが丘区
3	同	山田 元治	同	同
4	同	三島 栄二	ソフトボール同好会	美鈴が丘区
5	同	西村 哲徳	同	同
6	同	百武 洋二	卓球同好会	希みが丘区
7	同	久富 敏明	同	同
8	同	梁井 春次		美鈴が丘区
9	同	中村 豊		希みが丘区
10	同	田中 利武	小都市スポーツ推進委員	同
11	同	大倉 俊徳	同	同